

観光2次交通等利便性向上体制構築事業補助金交付要綱

(通則)

第1条 観光2次交通等利便性向上体制構築事業補助金（以下「補助金」という。）の交付については、沖縄県補助金等の交付に関する規則（昭和47年沖縄県規則第102号。以下「規則」という。）の定めによるほか、この要綱の定めるところによる。

(目的)

第2条 この補助金は、新型コロナウイルス感染症の影響により受入能力が低下した観光2次交通の拡充及び観光客等県外からの渡航者の観光2次交通受入体制構築を図るため、交通事業者が割引して販売する交通企画乗車券等の発行及び販売について、予算の範囲内において、利用者への割引額を補助する。

(補助対象者)

第3条 補助金の交付対象となる事業者（以下「補助対象者」という。）は、次の各号のいずれかに該当する者で公営企業を運営する者を除くものとする。

- (1) バス事業者（県内路線を運行する者に限る。）
- (2) タクシー事業に関連する団体で法人格を有する者
- (3) モノレール（軌道）事業者（県内で営業を行うものに限る。）
- (4) 本補助金交付要綱施行時点において、交通企画乗車券等を販売する者で知事が適当と認める者

(補助対象事業)

第4条 補助金の交付の対象となる事業は、補助対象者が公共交通利用の需要促進のためビジネスや観光利用者等県外からの渡航者の県内移動や県内の周遊の促進を目的とした交通企画乗車券等を割引して販売する事業とする。

2 本事業で対象とする割引して販売する交通企画乗車券等（以下「割引企画券等」という。）は、交通機関を利用するものであって、かつ、県内路線を利用するための次の各号に掲げる割引企画券等とする。

- (1) 乗り放題等企画券
- (2) クーポン（複数回の利用を目的としたものに限る）
- (3) 法人格を有する協会等が窓口となって手配されるハイヤーに要する費用
- (4) 複数の公共交通の連携など公共交通利用を促進するものとして知事が適当と認める割引企画券等

(補助対象経費)

第5条 補助金の交付の対象となる経費及び補助率は別表のとおりとする。

- 2 別表で定める経費については、割引企画券等の販売にあたり、本来の販売価格又は使用可能額及び購入者の支払額の券面への表示又はその他の方法によりこれらの価格を表示し、購入者に対して割引額を明確にしているものを対象とする。
- 3 前2項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる割引企画券等については補助の対象としない。
 - (1) 割引企画券等の使用期間が令和5年2月28日を超えるもの
 - (2) 割引企画券等の本来の販売価格が500円未満のもの(ただし、クーポン乗車券については、1券片の使用可能額が500円未満のものとする。)
 - (3) 使用可能額と実際の利用代金との差額の返金を可能とするもの
 - (4) 転売、換金、払い戻しを可能とするもの(ただし、新型コロナウイルス感染症の拡大により、県が外出や往来の自粛要請を行った場合若しくは外出の抑制の注意喚起を行った場合、天災地変の場合又はその他やむを得ない場合における払い戻しを除く。)
 - (5) 国又は地方公共団体の支援を受けて販売するもの
 - (6) 県の他の事業で支援を受けて販売するもの
 - (7) 国又は地方公共団体の事業で発行されたプレミアム商品券等を使用して購入可能としているもの
 - (8) 国又は地方公共団体により利用者への当該割引企画券等の購入のための支援が行われているもの
 - (9) その他知事が不相当と認めるもの

(補助金の交付限度額)

第6条 知事は、予算の範囲内において補助金を交付することができる。

(補助金交付対象期間)

第7条 本事業の対象となる期間は、第9条に規定する交付決定を受けた日から予約・販売されたもののうち、令和4年8月1日から令和5年2月28日までの利用分とする。

(補助金の交付申請)

第8条 補助金の交付を受けようとする者は、様式第1号の交付申請書及び次に掲げる関係資料を知事に提出しなければならない。

なお、補助金の申請に当たっては、当該補助金に係る消費税等仕入控除税額(補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法(昭和63年法律第108号)に規定する仕入れに係る消費税相当額として控除

できる部分の金額と当該金額に地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）に規定する地方消費税率を乗じて得た金額との合計額に補助率等を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）があり、かつ、その金額が明らかでない場合には、これを補助金額から減額して申請しなければならない。ただし、交付申請時において、当該補助金に係る消費税等仕入控除税額が明らかでない場合については、この限りではない。

- (1) 誓約書（様式第 2 号）
- (2) 事業概要書
- (3) 事業にかかる許可（認可）書の写
- (4) その他知事が必要と認める書類

2 前項の規定による書類の提出先及び提出期限、部数等については別に定める。

（交付の決定及び通知）

第 9 条 知事は、前条第 1 項の申請を受けたときは、その内容を審査し、適当であると認めたときは、補助金の交付決定を行い、申請者に通知するものとする。

（交付の条件）

第 10 条 補助対象者に補助金を交付する場合は、次の条件を付すものとする。

- (1) 規則及び本要綱に従い、善良な管理者の注意をもって補助事業を遂行し、その成果を成し遂げなければならない。
- (2) 補助対象者は、本事業の対象となる商品の販売にあたって、交通事業者等が基準とする新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止ガイドラインに留意すること。
- (3) 割引企画券等の販売にあたっては、本来の販売価格（税及びサービス料を含む。）（または使用可能額）及び購入者の支払額の券面への表示またはその他の方法によりこれらの価格を表示し、購入者に対して割引額を明確にしなければならない。
- (4) クーポン券を発行する場合にあつては、使用期限の設定など、資金決済に関する法律（平成 21 年法律 59 号）や不当景品類及び不当表示防止法（昭和 37 年法律 134 号）等の関係法令を遵守しなければならない。
- (5) 補助対象者は、割引企画券等の不正利用防止のため、必要な措置を講じなければならない。
- (6) 割引企画券等の販売に係る広告宣伝については、県などが実施する本業務の広告宣伝事業にできる限り協力しなければならない。

(7) 補助対象者は、自己又は自社の役員等が、次のいずれにも該当する者であってはならないこと。

ア 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）

イ 暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）

ウ 暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者

エ 自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団又は暴力団員を利用している者

オ 暴力団又は暴力団員に対して賃金等を提供し、又は便宜を供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者

カ 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者

キ 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを利用している者

(8) 補助対象者は、前号のアからキまでに掲げる者が、その経営に実質的に関与している法人その他の団体又は個人であってはならないこと。

(9) 新型コロナウイルス感染症の拡大により、県が外出や往来の自粛要請等とともに割引企画券等の販売の一時的な休止を指示することがあるので、当該指示があった場合は速やかに従わなくてはならない。

(10) 感染症の拡大により、県が外出や往来の自粛要請を行った場合又は外出の抑制の注意喚起を行った場合は、利用者に対し、割引企画券等の利用の自粛又は利用にあたっての注意事項を店頭で周知するなどの対応を行わなければならない。

（補助事業の内容等の変更）

第11条 補助金の交付決定を受けた者（以下「補助事業者」という。）は、補助事業の内容等に変更が生じたときは、すみやかに様式第3号の事業内容変更承認申請書に関係書類を添えて知事に提出し、その承認を受けなければならない。ただし、事業計画の細部の変更については、この限りではない。

2 知事は、補助事業の変更承認に際し、事業の目的を達成するために必要な条件を付することができる。

（交付申請の取下げ）

第12条 補助事業者は、第9条の規定による交付決定通知を受けた後、この補助金の申請の取下げをする場合は、交付決定の通知を受けた日から起算して30日以内に、様式第4号の交付申請取下げ書を知事に提出しなければならない。

い。

(補助事業の中止又は廃止)

第 13 条 補助事業者は、補助事業の中止又は廃止する場合は、あらかじめ様式第 5 号の中止（廃止）承認申請書を知事に提出し、その承認を受けなければならない。

(状況報告)

第 14 条 補助事業者は、知事が報告を求めたときは、様式第 6 号の遂行状況報告書を知事に提出しなければならない。

(実績報告)

第 15 条 補助事業者は、補助事業が完了したとき若しくは補助事業の廃止の承認を受けた日から起算して 2 週間以内又は交付決定を受けた会計年度の 3 月 31 日のいずれか早い日までに、様式第 7 号の実績報告書及び添付書類を知事に提出しなければならない。

(補助金の額の確定)

第 16 条 知事は、前条の実績報告を受けたときは、報告書等の書類を審査し、その報告に係る補助事業の実施結果が補助金の交付決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、補助事業者に通知するものとする。

2 知事は、交付すべき補助金の額を確定した場合において、既にその額を超える補助金が交付されているときは、その超える部分の返還を命ずる。

3 前項の返還の期限は、当該命令のなされた日から 20 日以内とし、知事は、期限内に納付がない場合は、未納に係る金額に対して、その未納に係る期間に応じて年利 10.95 パーセントの割合で計算した延滞金を徴するものとする。

(補助金の請求)

第 17 条 知事は、前条の規定により交付すべき補助金の額を確定した後に、補助金を支払うものとする。ただし、必要があると認められる経費については、概算払をすることができる。

2 補助事業者は、概算払を受けようとする場合は、様式第 8 号の概算払請求書を知事に提出しなければならない。

3 補助事業者は、補助金の額の確定通知を受けたときは、直ちに様式第 9 号を知事に提出しなければならない。

(交付決定の取消し等)

第 18 条 知事は、第 13 条の補助事業の中止又は廃止の申請があった場合又は次に掲げる場合には、第 9 条の決定の内容（第 11 条第 1 項の規定に基づく承認をした場合は、その承認した内容）の全部又は一部を取り消し、又は変更することができる。

- (1) 法令、この要綱又はこれらに基づく知事の処分若しくは指示に違反した場合
- (2) 補助金を補助事業以外の用途に使用した場合
- (3) 交付事業に関して不正、怠慢その他不適切な行為をした場合
- (4) 交付の決定の後生じた事業の変更等により、補助事業の全部又は一部を継続する必要がなくなった場合

2 知事は、前項の取消しをした場合において、既に当該取消しに係る部分に対する補助金が交付されているときは、期限を付して当該補助金の全部又は一部の返還を命ずるものとする。

3 知事は、前項の返還を命ずる場合は、第 1 項第 4 号に規定する場合を除き、その命令に係る補助金の受領の日から納付の日までの期間に応じて、年利 10.95 パーセントの割合で計算した加算金の納付を併せて命ずることができる。

4 第 2 項の規定に基づく補助金の返還及び前項の加算金の納付については、第 16 条第 3 項の規定を準用する。

(補助金の経理)

第 19 条 補助事業者は、補助対象経費について、他の経理と区分して、その収入及び支出を記載した帳簿を備え、経理の状況を常に明確にし、関係証拠書類とともに補助事業を廃止した日又は完了した日の属する年度の翌年度から 5 年間保管しておかなければならない。

(雑則)

第 20 条 この要綱に定めるもののほか、補助事業の実施に関し必要な事項は知事が別に定める。

附則

- 1 この要綱は、令和 4 年 7 月 25 日から施行する。
- 2 この要綱は、令和 5 年 3 月 31 日にその効力を失う。ただし、この要綱に基づき、同日までに交付の決定した補助金については、同日後も、なおその効力を有する。

別表（第5条関係）

対 象 経 費	補 助 率
<p>割引企画券等の販売に際し、購入者に対して割引した額。補助の対象は、令和5年2月末日までの販売分とする。</p>	<p>3/10以内</p> <p>※本来の販売価格（消費税及び地方消費税を除く）の3/10以内</p>